

総 括 調 査 票

調査事案名	(23) 都市構造再編集中支援事業			調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 74,840百万円 ほか (参考 令和5年度 : 70,000百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	都市再生・地域再生整備事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	都市構造再編集中支援事業費補助	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 人口が増加し、都市の拡大が続いてきた時代に、住民の生活水準の向上のために、公共施設や道路・下水道などの公共インフラが整備されてきた。他方、人口が減少していく時代にあっては、市街地における人口密度が減少して都市のスポンジ化が進み、住民一人当たりの負担（維持管理や老朽化更新等のコスト）も増大していくと見込まれる。
拡大した都市をコンパクトに集約し、市街地における人口密度を保つことによって、住民一人当たりのコストを抑制するとともに、都市のインフラや生活の利便性を向上させ、都市構造を持続可能なものにしていくことが重要である。
- こうした考えの下、平成26年から、公共施設や学校・病院等の主要な生活サービス機能（誘導施設）を都市の中心部周辺に誘導しつつ、その周辺に居住誘導を行うことと合わせ、周辺部における生活拠点との間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めてきた。都市構造再編集中支援事業は、都市のコンパクト化を図るために市町村が作成する「立地適正化計画」に基づいて、自治体等が行う公共施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組に対して補助を行うことにより、持続可能で強靱な都市構造へ再編することを目的とする事業である。
- 国土交通省において自治体に対して立地適正化計画の作成を促すよう取り組んできた成果もあり、制度開始からおよそ10年が経過する中で、立地適正化計画を作成・公表済の自治体が年々増加している。一方で、今後は立地適正化計画の作成が上記のような制度趣旨に沿ったものとして機能しているかについて検証を行い、計画の質を更に向上させていくことに取り組むべき段階にあると考えられることから、これまでの取組とその成果について、検証を行う。また、現時点で立地適正化計画の作成に取り組めていない自治体も引き続き一定程度残っていることから、その要因についても検証を行い、取組の加速化を図る。

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

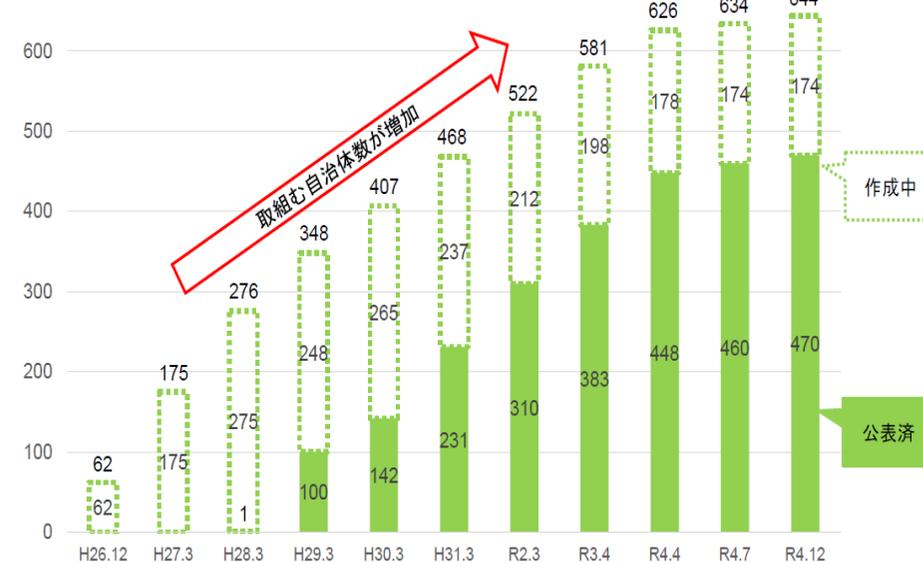
市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



都市数

【立地適正化計画の作成に取り組む市町村数の推移】



総 括 調 査 票

調査事業名 (23) 都市構造再編集集中支援事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和2年度～令和4年度

【調査対象先数】
1,622市区町村

1. 立地適正化計画の作成状況について

各自治体における立地適正化計画の作成状況はどのようになっているか。作成していない場合、どのような原因で作成していないのか。

2. 立地適正化計画における目標設定について

立地適正化計画の必要性や有効性を客観的に評価するため、定量的な目標設定を行うことが推奨されているが、具体的にはどのような内容となっているか。

③調査結果及びその分析

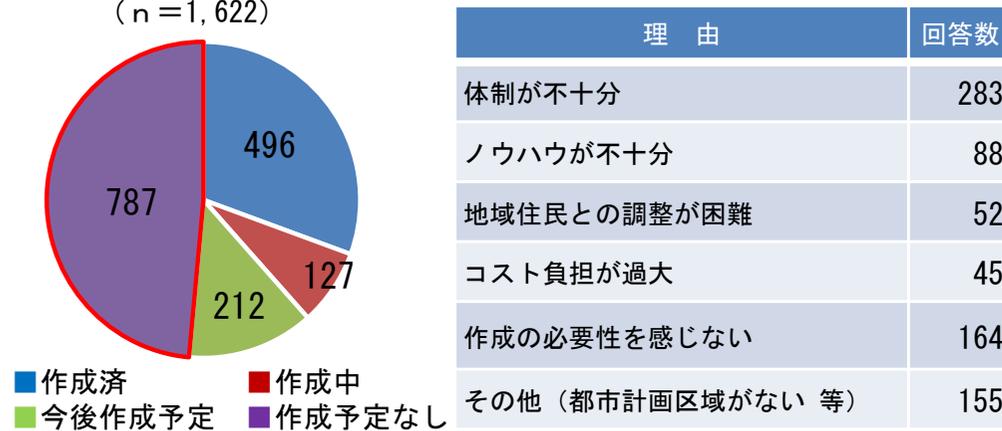
1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画の作成状況について市区町村に対し確認を行ったところ、回答のあった1,622市区町村のうち、787の自治体（49%）が「作成予定なし」であった。

【図1】

「作成予定なし」の787の自治体に対し、その主な理由を確認した結果、「体制が不十分」が283（36%）、「ノウハウが不十分」が88（11%）と新たな計画作成に係る負担軽減や技術的な支援の必要性が見受けられる。【表1】

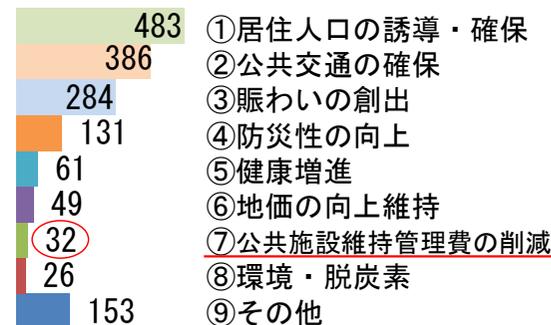
【図1】立地適正化計画の作成状況【表1】「作成予定なし」の理由（n=787）
(n=1,622)



2. 立地適正化計画における目標設定について

ほとんどの自治体が居住人口の誘導・確保や公共交通の確保に関する目標設定を行っている一方で、公共施設維持管理費の削減を目標設定している自治体は32（6%）にとどまっております。公共施設の集約・再編等、維持管理費の削減に向けた検討が十分に行われていない可能性がある。【図2】

【図2】目標の設定状況（n=496）



※立地適正化計画作成済の496自治体を対象に調査（複数回答可）を実施

④今後の改善点・検討の方向性

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画未作成の自治体に作成を促すため、手続きの簡素化や既存計画を基にした効率的な作成方法等を検討すべきではないか。

また、本調査で示す改善点を含め都市政策における検討課題は多いが、特に小規模自治体の業務負担軽減の観点から、単に自治体に求める業務を増やすだけにならないよう既存業務全般について効率化の余地がないかを合わせて検討を行うべきではないか。

2. 立地適正化計画における目標設定について

人口減少下において、自治体が自ら社会資本の維持管理費の抑制を検討することは重要であり、公共施設の維持管理費の削減に関する目標設定を立地適正化計画の必須項目とする、あるいは本事業の補助要件として維持管理コストの分析を設けるといったこと等を通じて、住民への費用負担の見える化を推進するとともに、まちづくりやインフラ整備について納税者の目線をより取り入れることができるように検討すべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 都市構造再編集中支援事業

②調査の視点

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

都市のコンパクト化を図るために各自治体が立地適正化計画において設定する都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）及び誘導施設（公共施設等）の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）はどのように設定されているか、また誘導施策の効果は出ているか。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

災害発生後に早期かつ効率的な復旧・復興のため、被災後のまちづくりの姿をあらかじめ検討しておく事前復興まちづくり計画は、立地適正化計画と整合を図るべきであるが、作成状況はどのようになっているか。

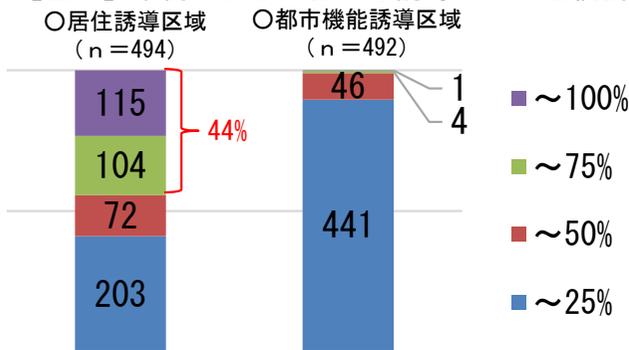
③調査結果及びその分析

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

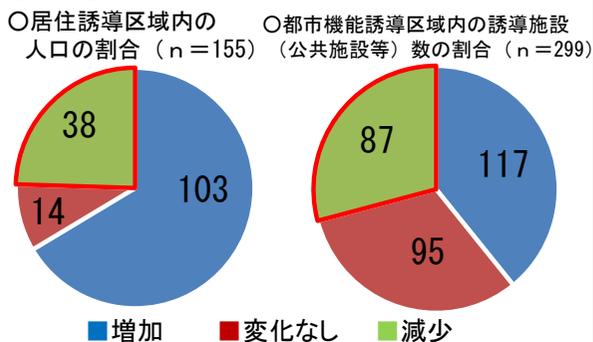
立地適正化計画において居住エリアがコンパクトに集約されているかを検証するため、市街化区域（区域区分が定められていない場合は都市計画区域全域。以下同様。）のうち居住誘導区域の占める面積の割合を確認したところ、44%の自治体が市街化区域の50%超を居住誘導区域としていた。自治体ごとに地理的特性や元々の都市構造が異なるため一概には言えないものの、こうした自治体では、居住エリアの集約が不十分となっている可能性がある。【図3】

また、立地適正化計画策定後に、実際に計画の狙いどおりに居住誘導区域への居住誘導が進んだか効果を検証するため、各自治体の人口に対する居住誘導区域内の人口割合の増減を立地適正化計画作成前と現在と比較したところ、25%の自治体で区域内の割合が減少していた。こうした自治体では、誘導の意図と逆行して居住エリアの分散が進んでいると考えられる。自治体内に存在する誘導施設（公共施設等）のうち都市機能誘導区域内に位置する施設数の割合についても同様の比較を行ったところ、29%の自治体で減少したとの結果であり、こうした自治体では、人口よりもコントロールしやすいと思われる誘導施設（公共施設等）の集約でさえも、実際には進んでいない可能性がある。【図4】

【図3】市街化区域に占める誘導区域の面積割合



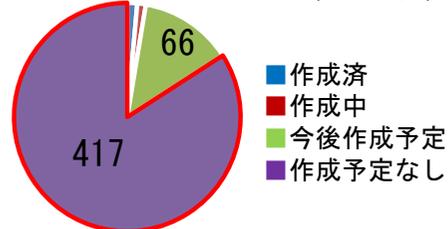
【図4】居住誘導及び都市機能誘導の効果



4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

発災前から復興まちづくりを検討しておくことが早期復興に有効であることから、国土交通省は自治体の取組を推進してきたが、立地適正化計画作成済の496自治体のうち417（84%）が事前復興まちづくり計画は「作成予定なし」という結果であり、そのような自治体では体制やノウハウに関する支援の必要性等が考えられる。【図5】

【図5】事前復興まちづくり計画の作成状況 (n=496)



④今後の改善点・検討の方向性

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

自治体ごとの特徴等を考慮する必要はあるものの、都市のコンパクト化の趣旨を踏まえれば、自治体として真に人口密度の維持を図るべき区域に限定して誘導区域を設定することが重要であり、区域の設定状況と合わせて、誘導施策が結果に結びついているかを継続的に検証する仕組みを検討すべきではないか。その上で、誘導方針と逆行した状況が改善されない場合には、補助金の対象外とする等の措置を検討すべきではないか。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

事前復興まちづくりを推進するため、立地適正化計画の中に事前復興の概念を位置付ける等、既存計画も活用しながら自治体に取組を促す方策を検討すべきではないか。